

原子力災害に係る代替家屋特例申告書

年 月 日

富谷市長 若 生 裕 俊 あて

(申告者) 住所又は所在地 〒

氏名又は名称 カガナ

個人番号及び
法人番号
電話 ()

東日本大震災に起因する原子力発電所の事故により、警戒区域設定指示区域と指定された区域内に所在した家屋に代わる家屋を取得したので、地方税法附則第 56 条第 14 項の規定に基づく減額について、次のとおり申告します。

記

納税義務者	住 所				
	氏 名 又 は 名 称	対象区域内家屋の所有者との関係 ()			
対象区域内代替家屋	所 在 地	富谷市			
	家 屋 番 号		床 面 積	㎡	
	共 有 持 分		種 類 (用途)		
	取 得 年 月 日	年 月 日	構 造		
	取 得 の 状 況	☐ 新築家屋の取得 ☐ 既存家屋の取得 ☐ その他 ()			
他市町村への申告の有無		☐ なし ☐ あり (年 月 日 申告 市町村)			

対象区域内被災家屋	所 有 者 の 住 所					
	所 有 者 の 氏 名 又 は 名 称					
	所 在 地	(家屋番号 :)				
	種 類 (用途)		床面積	㎡	共有持分	

- 1 「対象区域内代替家屋」とは、東日本大震災に起因する原子力発電所の事故により、警戒区域設定指示区域と指定された区域内に所在した家屋の代替えとして取得した家屋をいう。
- 2 「対象区域内家屋」とは、東日本大震災に起因する原子力発電所の事故により、警戒区域設定指示区域と指定された区域内に所在した家屋をいう。
- 3 申告書は、1 棟（区分所有家屋の場合は住戸）ごとに作成していただくことになります。
- 4 特例の適用要件、必要な添付書類については、裏面をご覧ください。

◎ 特例の適用要件

東日本大震災に起因する原子力発電所の事故により、警戒区域設定指示区域と指定された区域内に所在した家屋の代替えとして取得した家屋に係る固定資産税の特例の適用要件は、次のとおりです。

1 特例対象者

- (1) 対象区域内家屋の所有者（当該対象区域内家屋が共有物である場合には、その持分を有する者を含む。）
- (2) 対象区域内家屋の所有者に相続が生じたときの相続人等
- (3) 対象区域内家屋の所有者と対象区域内代替家屋に同居している三親等内の親族
- (4) 対象区域内家屋の所有者に合併が生じたときの合併後存続する法人又は合併により設立された法人等

※ 例えば震災時に家屋を自己所有しておらず、震災後に家屋を取得された場合は、原則対象とはなりません。

2 対象区域内代替（特例対象）家屋要件

- (1) 対象区域内家屋の代替えとして取得した家屋
 - ・ 原則として対象区域内家屋と種類（用途）又は使用目的が同一であるもの。

3 対象区域内家屋要件

東日本大震災に起因する原子力発電所の事故により、原子力災害対策基本法に基づく警戒区域設定指示が行われた日において、当該警戒区域設定指示に係る警戒区域設定指示区域内に所在した家屋

4 取得期限

警戒区域設定日から当該警戒区域設定指示解除日から起算して3月（対象区域内代替家屋が同日後に新築されたものであるときは、1年）を経過する日までの間に取得された家屋

※ ただし、平成23年4月21日の警戒区域設定指示により設けられた警戒区域内の固定資産の代替資産に限り、取得期間の始期を平成23年3月11日とする。

5 特例対象範囲

対象区域内家屋の床面積相当部分に係る固定資産税の税額について、取得の翌年から4年度分は2分の1、その後の2年度分は3分の1が減額されます。

6 申告書の提出期限、提出先

代替家屋を取得又は改築した年の翌年の1月31日までに、富谷市市民生活部税務課固定資産税担当へ提出してください。

◎ 添付書類

1 警戒区域設定指示が行われた日において、対象区域内家屋を所有していた旨を証する書類

⇒ 「不動産登記簿謄本(写)」, 「建築請負契約書(写)」, 「売買契約書(写)」等

2 対象区域内家屋が所在したことを証する書類

⇒ 「平成23年度固定資産課税台帳登録事項証明書(写)」, 「平成23年度固定資産課税台帳(写)」等

※ 対象区域内家屋が課税台帳に登録されていない場合は、上記の証明書等が発行されないため、その他対象区域内家屋の所在を確認できる書類が必要です。

3 その他

- (1) 平成23年1月2日から平成23年3月10日までの間に取得した家屋については、震災発生時に当該警戒区域内に所在、所有したことを証する書類

⇒ 「不動産登記簿謄本(写)」, 「建築請負契約書(写)」, 「売買契約書(写)」等

- (2) 対象区域内代替家屋の所有者が、対象区域内家屋の所有者の相続人、対象区域内家屋の所有者と同居する三親等内の親族又は合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人等であることを証する書類

○ 相続人の確認書類 ⇒ 「戸籍謄本(写)」

○ 対象区域内家屋の所有者と同居する三親等内の親族の確認書類

⇒ 「戸籍謄本(写)」と「住民票(写)」

○ 合併後存続する法人若しくは合併により設立された法人等の確認書類

⇒ 「法人の登記簿謄本(写)」

※ 必要に応じて上記以外の書類を提出していただく場合もあります。

※ 必要に応じて対象区域内家屋の所在した他市町村へ問い合わせをさせていただく場合があります。